

## 役員等報酬規程

### 第1条 目的

本規程は、社会福祉法人稲荷保育園定款第8条および第21条に基づき、理事、監事、評議員、委員等への実費弁済および報酬等の支給の基準を定めるものである。

### 第2条 議決方法

本規程は、定款の定めるところにより、評議員会において議決する。

### 第3条 会議等に関わる経費

理事、監事、評議員、および評議員選任・解任委員が社会福祉法人稲荷保育園の会議、委員会へ出席した際の交通費、および会議、委員会等に付随した飲食費等の経費はその実費を本法人が負担する。

### 第4条 報酬

理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬は支給しない。

## 附則

1. この規程は平成29年7月1日より施行する。